

奈良県選挙管理委員会告示第六十二号

平成三十一年四月七日執行の奈良県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、候補者一人につき、次のとおりである。

平成三十一年三月二十一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中 川 清 孝

金三二、二五四、七〇〇円